

米海兵隊 CH - 53D ヘリの民間地域への墜落事故に対する意見書

2004年8月13日午後2時15分ごろ、普天間飛行場を飛び立ち訓練中だった米海兵隊 CH - 53D 大型輸送ヘリコプター一機がバランスを失って、基地に隣接する沖縄国際大学一号館(本館)の建物に衝突し、墜落炎上した。爆発音が何度も響き、炎と黒煙が舞い上がり、部品や残骸が四方の民家にまで飛散し、周辺住民を「テロか」と見紛うほどの恐怖に陥れた。まさに、普天間飛行場が市民に牙を向け吼えた瞬間であった。

さらに、日米地位協定をも無視し米軍は、事故現場への立ち入りを制限し、沖縄県警をはじめ、日本側の関係者が事故の検証さえできないなど、異常な状態が続いた。

普天間飛行場は宜野湾市の市街地中央部に位置し、航空機の騒音、墜落事故等の基地被害は住民生活や教育環境に極めて深刻な影響を与えている。そのため、日米両政府間で1996年(平成8年)12月に、県内移設を条件とする5年ないし7年以内の全面返還がSACOの最終報告として合意された。

しかし、「合意」から最長期限の7年余が経過してもなお返還されず、返還の目途さえ立っていない。今回の事故に鑑みれば、これ以上の返還遅延は、「危険の故意ある放置」であり断じて許せるものではない。普天間飛行場は他への移設や統合ではなく、ただちに閉鎖し、早期返還すべきである。

北谷町議会は、去る8月11日にFA18ホーネット機から本町内への部品落下事故に意見書を提出したばかりである。今回は本町上空にも飛来する同型機の墜落であり、より一層強烈な危機感と怒りを感じている。

よって、北谷町議会は、住民の生命・身体・財産を守る立場から、民間地域への米軍ヘリ墜落事故に対し厳重に抗議し、次の事項について速やかに対処するよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、再発防止対策を公表すること
- 2 事故被害に対し、誠意ある補償を行うこと
- 3 普天間飛行場の全てのヘリコプターの飛行を中止すること
- 4 市街地上空での軍用機の訓練を行わないこと
- 5 SACO 合意を見直し、普天間飛行場を早期に返還すること
- 6 すべての米軍航空機の一斉点検、整備を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2004年8月17日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛庁長官 防衛施設庁長官
外務省沖縄担当大使 那覇防衛施設局長 沖縄県知事